

- 三 スプリンクラー設備等を設けた建築物の部分（天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料としたもの）に限り、令第二百二十八条の三の二に規定する居室、令第二百二十八条の四第一項第二号又は第三号に掲げる特殊建築物の部分及び同条第四項に規定する内装の制限を受ける調理室等を除く。）
- 四 スプリンクラー設備等及び令第二百二十六条の三の規定に適合する排煙設備を設けた建築物の部分

附則

- 1 この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第百八十一号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。
- 2 火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分（座席部分）を定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十六号）の一部を次のように改正する。

排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分（座席部分）を定める件

国土交通省告示第二百五十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十四条第一項第三号口の規定に基づき、客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのない遊戯施設の客席部分の構造方法を次のように定める。

令和二年三月六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのない遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令第四百四十四条第一項第三号口に規定する客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのない遊戯施設の客席部分の構造方法は、別表に定める体格の人（遊戯施設を利用する人の体格の上限を定め、かつ、別表に定める体格が当該上限を超える場合にあっては、当該上限の体格の人）が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める範囲内において、他の構造部分（第二に規定する客席にいる人が触れることにより危害を受けるおそれのない他の構造部分を除く。）に触れることがないものとする。

- 一 客席部分（座席に背もたれを設けたものに限る。以下この号から第三号までにおいて同じ。）に身体保持装置（シートベルトその他の客席部分にいる人が客席部分から落下することを防止する装置をいう。以下同じ。）のうち、座席の背もたれに上半身を固定し、客席にいる人が身体を前方向又は横方向に容易に傾斜させることができないようにするもの（以下「ハーネス等」という。）を設ける場合 客席部分に座った状態で身体を前方向又は横方向に傾斜させないで手足を伸ばし、客席部分に座った状態で身体を前方向に傾斜させないで前方に〇度から七十度まで傾斜させて手足を伸ばした際に手足が他の構造部分に届く範囲に十センチメートルを加えた範囲
- 二 客席部分にハーネス等以外の身体保持装置及び座席面からの高さが五十センチメートル以上の側壁その他これに類するもの（以下「側壁等」という。）を設ける場合 客席部分に座った状態で身体を横方向に傾斜させないで前方に〇度から七十度まで傾斜させて手足を伸ばした際に手足が他の構造部分に届く範囲に十センチメートルを加えた範囲
- 三 客席部分にハーネス等以外の身体保持装置及び座席面からの高さが五十センチメートル未満の側壁等を設ける場合 客席部分に座った状態で身体を前方向に〇度から七十度まで傾斜させ、かつ、横方向に〇度から四十五度まで傾斜させて手足を伸ばした際に手足が他の構造部分に届く範囲に十センチメートルを加えた範囲
- 四 前各号に掲げる場合以外の場合 実況に応じた範囲

第二 客席にいる人が触れることにより危害を受けるおそれのない他の構造部分は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、客席部分との隙間に身体の一部が挟まれることを防止するための措置を講じたものとする。

- 一 客席部分の走行速度が五キロメートル毎時以下である区間に存する他の構造部分
- 二 客席部分の走行速度が十キロメートル毎時以下である区間に存する他の構造部分で、緩衝材を設けることその他の客席にいる人が当該部分に触れることによる衝撃を緩和するための措置を講じたもの

別表

身長（単位：センチメートル）	肩峰高（単位：センチメートル）	座高（単位：センチメートル）	座位肩峰高（単位：センチメートル）	座位肘頭高（単位：センチメートル）	上肢長（単位：センチメートル）	股下高（単位：センチメートル）
一八七・二	一五四・六	九七・四	六五・三	二五・五	七七・九	八八・九

附則

- 1 この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第百八十一号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。
- 2 遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件（平成二十九年国土交通省告示第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

走行又は回転時の衝撃及び非常止め装置の作動時の衝撃が加えられた場合に客席にいる人を落下させない遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件

国土交通省告示第二百五十三号

自動車輸送統計調査規則（昭和三十五年運輸省令第十五号）第六条の規定に基づき、自動車輸送統計調査票の様式の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年三月六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

自動車輸送統計調査票の様式の一部を改正する告示  
自動車輸送統計調査票の様式（平成十年運輸省告示第四百八十二号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄にそれぞれ掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	改正前
一	貨物自動車のうち事業用自動車に係る調査については、第一号様式	一 貨物自動車のうち事業用自動車に係る調査については、第一号様式の一又は第一号様式の二
二	（略）	二 （略）
三	一般乗合旅客自動車運送事業等を営む者に係る調査については、第三号様式	三 （新設）
四	旅客自動車（次号に規定するものを除く。）に係る調査については、第三号様式の一又は第三号様式の一	三 旅客自動車（次号に規定するものを除く。）に係る調査については、第三号様式又は第三号様式の一、第三号様式の一若しくは第三号様式の一
五	（略）	四 （略）